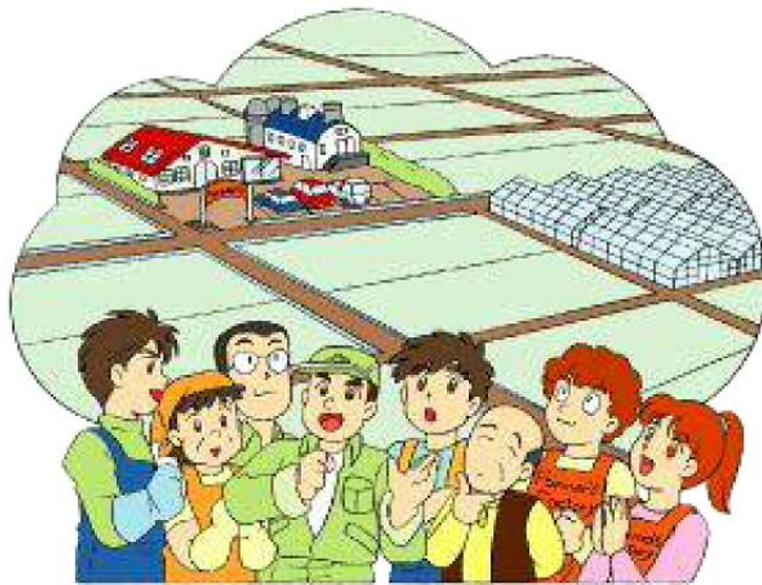


平成28年度第3回 評価委員会参考資料



平成29年 3月24日（金）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成29年 3月24日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1)農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2)農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3)公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H26,5,16 改正)
- (4)公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (H26,4,15)

2 評価委員

- (1)東北大学大学院教授
- (2)(公社)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3)(一社)東北経済連合会推薦者
- (4)宮城県町村会推薦者
- (5)弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、宮城県(農振)指令第211号(H28, 11, 2)により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H27年度分は、H28, 6, 30付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1)平成26年度(初年度)

- ①年 内 (12月18日) . . . 任命式・事業等説明・H26事業中間報告
- ②年 度 内 (3月17日) . . . H26事業見通し・H27当初事業計画

(2)平成27年度以降 (H28以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月10日) . . . H26事業報告(評価検討)
- ②年 内 (12月25日) . . . H27事業中間報告
- ③年 度 内 (3月24日) . . . H27事業見通し・H28当初事業計画

(3)平成28年度 (参考)

- ①年度当初 (6月 8日) . . . H27事業報告(評価検討)
- ②年 内 (12月20日) . . . 任命式・事業等説明・H28事業中間報告
- ③年 度 内 (3月24日) . . . H28事業見通し・H29当初事業計画

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H26, 5, 16改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：（公社）みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H26, 4, 15）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができ
る者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた
ときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる
委員会の招集は公社理事長が行う。
2 会議においては、委員長がその議長となる。
3 委員会には、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に
関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会
議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(平成28年度)
平成29年3月24日

区分	組織名	職名	氏名	備考
委員長	東北大学大学院	教授	伊藤 房雄	
副委員長	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊本 廣一	
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭男	
委員	(一社)東北経済連合会	常務理事事務局長	齋藤 幹治	
委員	弁護士	弁護士	丸山 水穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は、同要領に基づき2年（H28,12,20～H30,6,30）

その他参考資料

- (1) 土地改良法等の一部を改正する法律案の概要
- (2) 29年度の農地中間管理事業の更なる進展に向けて
- (3) 28年度農地中間管理事業関連事業の変更内容について

※本資料は、H29.3.8開催の（公社）全国農地保有合理化協会第74回総会終了後に行われました「農地中間管理事業に係る情報・意見交換会」において農林水産省より示された資料です。

資料 8-1

土地改良法等の一部を改正する法律案の概要

平成29年3月
農林水産省

I 趣旨

農用地の利用の集積を加速化するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業を円滑に実施する必要があること等から、関係法令について所要の措置を講ずる。

II 法案の概要

(1) 土地改良法の一部改正

- ① 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度を創設する。
(第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2)
- ② ため池等の農業用排水施設の耐震化について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施できる制度を創設する。
(第87条の4)
- ③ 土地改良施設の突発事故への対応について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続で事業を実施できるよう措置する。
(第2条、第49条及び第87条の5)
- ④ 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付ける。
(第2条)
- ⑤ 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数要件（15人以上）を廃止する。
(第85条)
- ⑥ 土地改良施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手続を簡素化する。
(第48条、第85条の3及び第87条の2)
- ⑦ 土地に共有者がある場合等、代表者一人を選任し、共有地に係る一人の事業参加資格者等とみなす。
(第113条の2)

(2) 独立行政法人水資源機構法の一部改正

水資源開発施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手続を簡素化する。
(第13条)

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理事業規程の記載事項に、農用地の所有者等に対する(1)①の事業についての説明に関する事項を追加する。
(第8条)

III 施行期日

公布日から6月以内（ただし、(1)④については公布日）。

(附則第1条)

土地改良法等の一部を改正する法律案の概要

背景

○ 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込み。その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれ。

一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。

○ 国土強靱化基本法を踏まえ、国・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている状況。土地改良施設の突発事故が年々増加。

⇒ 農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するよう、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要。

法案の概要

農用地の利用の集積の促進に関する措置

(土地改良法・農地中間管理事業法)

○ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設

〔第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2〕

公共性・公益性の観点から、

- ① 農地中間管理機構が借り入れている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあること
 - ② 農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること
 - ③ 担い手への農用地の集約化が相当程度図られること
 - ④ 事業実施地域の収益性が相当程度向上すること
- を要件とする。
併せて、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

防災及び減災対策の強化に関する措置

(土地改良法)

○ 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設

(第87条の4)

〔事業参加資格者の申請なく実施できることとし、その費用負担・同意は原則として不要〕

○ 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化

〔第2条、第49条及び第87条の5〕

○ 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け

(第2条)

事業実施手続の合理化に関する措置

(土地改良法・水資源機構法)

○ 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止

(第85条)

○ 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

〔第48条、第85条の3及び第87条の2〕

○ 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置

(第113条の2)

土地改良制度の見直しについて

<改正事項の概要>

平成29年3月
農林水産省
農村振興局

① 農地中間管理機構と連携した新事業の創設

○ 農地中間管理機構が借り入れしている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度を創設する。

(土地改良法第87条の3、第91条の2及び第92条の2・農地中間管理事業法第8条)

(背景) 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。

現行制度

- ・ 農業者の申請により実施
- ・ 農業者の同意あり (2/5以上)
- ・ 農業者の費用負担あり (2/5以上)

土地改良法

- ・ 都道府県の判断により実施
- ・ 農業者の同意なし
- ・ 農業者の費用負担なし

改正後

農地中間管理事業法

- 〔農地中間管理事業規程の認可の基準〕
- ・ 中間管理事業の実施方法及び農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果
 - ・ 所有者等への協議
 - ・ 貸付相手方の公平な選定

- 〔農地中間管理事業規程の認可の基準〕
- ・ 中間管理事業の実施方法及び農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果
 - ・ 所有者等への協議
 - ・ 貸付相手方の公平な選定
 - ・ 所有者等に本事業が行われることの説明の実施 **[追加]**



公共性・公益性を確実に担保する必要

〔新事業の要件〕

- ① 機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象であること
- ② 機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あること
- ③ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
- ④ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること

〔転用防止措置〕

- ① 農用地区域からの除外は中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ② 所有者が中間管理権を解除等した場合は特別徴収金を徴収することが可

② ため池等の耐震化事業に係る新たな仕組みの創設

○ ため池等の農業用排水施設の耐震化について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施できる制度を創設する。
(土地改良法第87条の4)

(背景) 巨大地震発生のリスクが高まる中、防災重点ため池等については、国土強靱化基本法を踏まえ、国又は地方公共団体が、自ら耐震化事業を早急に行うことが求められている状況。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 農業者の申請により実施 農業者の同意あり 農業者の費用負担は実態上なし(※) 	<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体の判断により実施 農業者の同意は原則なし(※) 農業者の費用負担は原則なし(※)

※ ガイドラインで農業者の費用負担をゼロと規定

※ 費用負担を求めめる場合には改めて同意が必要

③ 突発事故対応事業に係る新たな仕組みの創設

○ 土地改良施設の突発事故への対応について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続で事業を実施できるような措置する。
(土地改良法第2条、第49条及び第87条の5)

(背景) 農業水利施設の老朽化が進展する中で、パイプラインの破裂等の突発事故が年々増加しており、迅速な対応が必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 農業者の申請により実施 農業者の同意あり 農業者の費用負担あり 	<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体の判断により実施 農業者の同意は原則なし(※) 農業者の費用負担は原則なし(※)

※ 費用負担を求めめる場合には改めて同意が必要

④ 除塩事業の創設

○ 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付ける。
(土地改良法第2条)

(背景) 南海トラフ地震など巨大地震及びこれに伴う津波の発生リスクが高まっている中、除塩事業を迅速に実施できるようにする必要。

現行制度	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法に基づく災害復旧事業には位置付けられていない(特例法を制定し対応)。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法に基づく災害復旧事業として新たに位置付け

2

⑤ 申請人数要件の廃止

○ 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数要件（15人以上）を廃止する。（土地改良法第85条）

（背景）経営体の大規模化が進んでいる地区では、農地の集積・集約化の進展により、事業参加資格者（耕作者又は所有者）が減少しており、申請人数要件（15人以上）を満たせない支障が発生。

現行制度

- ・ 国・都道府県営事業の実施に当たり、事業参加資格者15人以上の申請が必要

改正後

- ・ 事業参加資格者の申請人数要件を廃止

⑥ 同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大

○ 土地改良施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手続を簡素化（※）する。

（土地改良法第48条、第85条の3及び第87条の2・水資源機構法第13条）

（※）事業参加資格者の3分の2以上の同意に代え、土地改良区の総（代）会の議決で事業の実施が可能

（背景）現行制度においては、土地改良施設の更新事業のうち機能維持を図るものについては、同意徴集手続を簡素化。一方、機能向上を伴う事業については、事業参加資格者の3分の2以上の同意が必要であり、事業の実施に支障。

現行制度

- ・ 同意徴集手続の簡素化は、施設更新事業のうち機能維持を図るものに限定

改正後

- ・ 技術革新等に起因する機能向上を伴う施設更新事業（省工型ポンプの導入、ゲート設備の自動化・遠隔操作化等）についても、同意徴集手続の簡素化の対象に追加

⑦ 共有地に係る代表制の導入

○ 土地に共有者がある場合等、代表者一人を選任し、共有地に係る一人の事業参加資格者等とみなす。（土地改良法第113条の2）

（背景）共有地については現行制度上、事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要があるため、事業の円滑な実施の支障。

現行制度

- ・ 事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要（共有地の代表者は代表権限を有していない）。

改正後

- ・ 共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめ、事業に関する同意等を合わせて1票としてカウントする仕組みを導入。

3